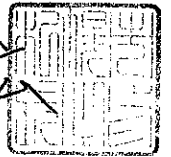


札幌市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月19日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第 8 号

札幌市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則

札幌市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則(平成27年規則第27号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第1項の表第27条第3項第2号の項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同表第29条第3項第2号の項及び第30条第2項第1号の項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。
- (2) 別表備考2を削り、同表備考3中「及び備考2」及び「C0の階層区分、C1の階層区分、D0の階層区分、D1の階層区分、D2の階層区分、D3の階層区分又はD4の階層区分に該当する」を削り、同備考第2号中「表」の次に「、備考3及び備考4」を加え、同備考を同表備考2とし、同表備考4中「内閣総理大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同備考を同表備考3とし、同表備考5中「備考4」を「備考3」に改め、「負担額算定基準子ども又は」を削り、同備考第1号中「又は備考3第2号」を削り、「より備考2第1号又は備考3第1号」を「より同備考第1号」に、「みなして備考2第1号又は備考3第1号」を「みなして同号」に改め、同備考第2号中「又は備考3第1号」を削り、「より備考2第2号又は備考3第2号」を「より同備考第2号」に、「当該特定被監護者等」を「特定被監護者等」に、「みなして備考2第2号又は備考3第2号」を「みなして同号」に改め、同備考を同表備考4とする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の前に行われた子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく教育及び保育に係る札幌市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則第2条第1項に規定する利用者負担額並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育の措置に係る同規則第3条第1項に規定する措置費用については、改正後の別表備考2から備考4までの規定にかかわらず、なお従前の例による。